平成二十五年総務省令第二十四号 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定め る省令

五十一年自治省令第十五号)の全部を改正する省災警報器に係る技術上の規格を定める省令(昭和 令を次のように定める。 十一条の十六の三第一項の規定に基づき、漏電火 :防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二 8

目

章

第三章

受信機(第二十四条—第三十六条) 変流器(第十一条—第二十三条)

総則(第一条—第十条)

雑則 (第三十七条)

第一条 この省令は、漏電火災警報器の変流器及 び受信機の技術上の規格を定めるものとする。 (用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 係者に報知する設備であって、変流器及び受戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関 信機で構成されたものをいう。 漏電火災警報器 電圧六百ボルト以下の警

して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者三 受信機 変流器から送信された信号を受信 出し、これを受信機に送信するものをいう。 に報知するものをいう。 変流器 警戒電路の漏洩電流を自動的に検

響装置等で構成されたものをいう。 せて使用する受信機で、一組の電源装置、 集合型受信機 二以上の変流器と組み合わ 音

第三条 変流器は、構造に応じて屋外型及び屋内 型に分類する。 (変流器の種別)

(一般構造)

はなされたものでなければならない。 材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実 の各部分が良質の

ければならない。 漏電火災警報器は、著しい雑音又は障害電波

2 漏電火災警報器は、耐久性を有するものでな

を発しないものでなければならない。

用しなければならない。 人が触れるおそれのある部分は、十分に保護さ 漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に 漏電火災警報器の部品は、 定格の範囲内で使

5

れていなければならない

なケースに収めなければならない。 漏電火災警報器の端子以外の部分は、

ものでなければならない。 む。)を容易かつ確実に接続することができる 漏電火災警報器の端子は、電線(接地線を含

等に取り付ける埋込用の端子を除く。)には、 適当なカバーを設けなければならない。 漏電火災警報器の端子(接地端子及び配電盤

絶縁距離が、空間距離で四ミリメートル未満、 銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部 (装置又は部品の構造及び機能) む。)には、接地端子を設けなければならない。 沿面距離で六ミリメートル未満であるものを含 ない絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧 超える変流器又は受信機の金属ケース(金属で (電圧が六十ボルトを超えるものに限る。) との 変流器又は受信機の定格電圧が六十ボルトを

第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置 はこれと同等以上の機能を有するものでなけれ 又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又 ばならない。

音響装置は、次のイからホまでによるこ

離れた点で七十デシベル以上であること。 付けられた音響装置の中心から一メートル にあってはその状態における位置)に取り 定格電圧における音圧は、無響室で定位 (音響装置を受信機内に取り付けるもの

二 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、 が五メガオーム以上であること。 直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値

上であること。

電磁継電器は、次のイからハまでによるこ 造に異常を生じないものであること。 合、イからニまでの機能を有し、かつ、構 定格電圧で八時間連続して鳴動させた場

のであること。 じんあい等が容易に侵入しない構造のも

でのいずれかによること。 接点の材質は、次の(1) から 5

(1)

金及び銀の合金

堅ろう (2)

を発すること。 定格電圧の九十パーセントの電圧で音響

時間は二秒以下で、鳴動時間は休止時間以 警報音を断続するものにあっては、休止

は、この限りでない。

いることを明確に識別することができるも て、前方三メートル離れた地点で点灯して 周囲の明るさが三百ルクスの状態におい

スイッチは、次のイからハまでによるこ

あること 接点の容量は、最大使用電流に耐えうる

つ、耐食措置が講じられているものを除接点(印刷接点、導電膜接点等で、か く。) の材質は、次の(1) から (6) ま

銀及び白金の合金

(3) 合金又はロジウム 白金、金、パラジウム、 銀パラジウム

っき又は銀酸化カドミウム (1) から(3) までに掲げるものの

いずれかの拡散、貼り、クラッド又はめ

ただし、外付音響装置用接点にあっては、 この限りでない。 接点は、外部負荷と兼用させないこと。

電源変圧器は、次のイ及び口によること。 電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率 C 六四三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、 日本産業規格(以下「JIS」という。) 律第百八十五号)第二十条第一項に定める によること。 性能は、産業標準化法(昭和二十四年法

うること。 又は設計上の最大負荷電流に連続して耐え 容量は、定格電圧における最大負荷電流

イ 電球(放電灯及び発光ダイオードを除 表示灯は、次のイからハまでによること。 三十パーセントの交流電圧を二十時間連続 く。)は、使用される回路の定格電圧の百 黒化又は著しい電流の低下を生じないもの であること。 して加えた場合、断線、著しい光束変化、

電球を二以上並列に接続すること。ただ 放電灯又は発光ダイオードにあって

Ŧi.

でのいずれかによること。

(1)

なる接点にあっては、銀、銀貼り、 〇・三五ニュートン以上の接点圧力と 銀め

(4)

(附属装置)

イ 容易かつ確実に作動し、 停止点が明確で

ものであること。

金及び銀の合金

(2) 銀及び白金の合金

(3) 合金又はロジウム 白金、金、パラジウム、銀パラジウム

(4)は、銀又は銀酸化カドミウム なる接点又はキーボードスイッチ等の指 で押す力が接点圧力となる接点にあって ○・三五ニュートン以上の接点圧力と

有誤差、絶縁及び電圧試験に適合するもので一及びJIS C 一一〇二―二に定める固 指示電気計器は、JIS C 一一〇二— (6) (1) から(4) までに掲げるものの (5) 三ニュートン以上の接点圧力となる接 点にあっては、リン青銅、黄銅又は洋白 いずれかの貼り、クラッド又はめっき

七 ヒューズは、次のイ又は口に適合するもの あること。 であること。

U C 六五七五—二 JIS C 六五七五―一及びJIS J I S 八三五二

第六条 漏電火災警報器には、その機能に有害な ならない。 影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けては

(公称作動電流値)

第七条 漏電火災警報器の公称作動電流値 (漏 の値として製造者によって表示された値をい火災警報器を作動させるために必要な漏洩電流 なければならない。 う。以下同じ。) は、二百ミリアンペア以下で

2 災警報器にあっては、その調整範囲の最小値に ついて適用する。 前項の規定は、感度調整装置を有する漏電火 (感度調整装置)

|第八条 | 感度調整装置を有する漏電火災警報器に ア以下でなければならない あっては、その調整範囲の最大値は、

|第九条 変流器には、次の各号に掲げる事項をそ なければならない。 の見やすい箇所に容易に消えないように表示し

漏電火災警報器変流器という文字

屋外型又は屋内型のうち該当する種別

定格電圧及び定格電流 定格周波数

設計出力電圧 単相又は三相のうち該当するもの

箇所に容易に消えないように表示しなければな それぞれ当該各号に掲げる事項をその見やすい 受信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、 極性のある端子にはその極性を示す記号 製造者名、商標又は販売者名

らない。 受信機本体

漏電火災警報器受信機という文字 届出番号

電源周波数定格電圧

作動入力電圧 公称作動電流值

製造年 製造者名、商標又は販売者名

集合型受信機にあっては、警戒電路の数

別)並びに定格電圧及び定格電流 端子板には、端子記号(電源用の端子に っては、端子記号及び交流又は直流の

た場合を除く。 部品には、部品記号(その付近に表示し

等の表示及び使用方法 ヒューズホルダには、 スイッチ等の操作部には、 使用するヒューズ 「開」、 閉

の定格電流 接続することができる変流器の届出番号

その他取扱い上注意するべき事項

一音響装置

交流又は直流の別

定格電圧及び定格電流

製造年

製造者名又は商標

記号 極性のある端子には、 その極性を示す 2

(試験条件)

第十条 次条から第二十三条まで及び第二十七条 以上三十五度以下、 以上八十五パーセント以下の状態で行うものと 条に定めがある場合を除くほか、周囲温度五度 から第三十六条までに規定する試験は、当該各 相対湿度四十五パーセント

2 次条及び第十三条に規定する試験において

警戒電路の電圧又は周波数には当該変流器

接続する負荷には純抵抗負荷を用いるものとす の定格電圧又は定格周波数を用い、警戒電路に

3 用いるものとする。 けた回路の周波数には警戒電路の定格周波数を ては、警戒電路又は一の電線を変流器に取り付 第十四条及び第十五条に規定する試験におい

4 条に規定する試験においては、当該各条に定め がある場合を除くほか、受信機の電源の電圧又 周波数を用いるものとする。 は周波数には、当該受信機の定格電圧又は定格 第二十七条から第三十二条まで及び第三十六

第二章 変流器

(変流器の機能)

て警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流第十一条 変流器は、別図第一の試験回路におい 相当するインピーダンス(以下「負荷抵抗」と 器に接続される受信機の入力インピーダンスに 器の出力電圧値の測定は、出力端子に当該変流 ければならない。この場合において、当該変流 器の定格周波数で当該変流器の定格電流を流し いう。)を接続して行うものとする。 た状態において、次の各号に適合するものでな

値を試験電流として流した場合、その出力電二 変流器に接続される受信機の公称作動電流 ら百二十五パーセントまでの範囲内であるこ 応する設計出力電圧値の七十五パーセントか 圧値の変動範囲は、当該公称作動電流値に対 験電流値に比例して変化すること。 ペアまで流した場合、その出力電圧値は、試 試験電流を零ミリアンペアから千ミリアン

値の四十二パーセントの試験電流を流した場三 変流器に接続される受信機の公称作動電流 合、その出力電圧値は、当該公称作動電流値 ト以下であること。 に対応する設計出力電圧値の五十二パーセン

ならないような方法で変流器に貫通させた状態 らの電線の変流器に対する電磁結合力が平衡と で前項の機能を有するものでなければならな せるものにあっては、警戒電路の各電線をそれ 変流器で、警戒電路の電線を変流器に貫通さ

(周囲温度試験)

第十二条 屋内型の変流器は、零下十度及び六十 後、いずれも構造又は前条の機能に異常を生じ ないものでなければならない 度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した

2 周 ものでなければならない。

動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パ その出力電圧値は、接続される受信機の公称作 閉を一分間に五回繰り返す操作を行った場合、 パーセントの電流を流した状態で警戒電路の開 セント以下でなければならない。 警戒電路に当該変流器の定格電流の百五十

て出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路の電第十四条 変流器は、別図第二の試験回路におい ○・三から○・四までの二千五百アンペアの電電圧以下の任意の電圧とする。)で短絡力率が通させる変流器にあっては、当該変流器の定格 合、構造又は第十一条の機能に異常を生じない 流を二分間隔で約〇・〇二秒間二回流した場 流器の定格電圧(警戒電路の電線を変流器に貫 源側に過電流遮断器を設け、警戒電路に当該変 ものでなければならない。

(過漏電試験)

(衝擊波耐電圧試験)

当

第十五条 変流器は、一の電線を変流器に取り付 格電圧の数値の二十パーセントの数値を電流値抗を接続した状態で当該一の電線に変流器の定けた別図第三の回路を設け、出力端子に負荷抵 らない。 とする電流を五分間流した場合、構造又は第十 | 条の機能に異常を生じないものでなければな

第十六条 変流器は、六十五度の温度の空気中に 三十日間放置した場合、構造又は第十一条の機 能に異常を生じないものでなければならない。 (老化試験) (防水試験)

第十七条 屋外型変流器は、温度六十五度の清水 ならない。 行った後、次の各号に適合するものでなければ 飽和水溶液に十五分間浸す操作を二回繰り返し

試験に適合すること。 飽和水溶液に浸してある状態で第二十条の

二 飽和水溶液から取り出した状態で第二十一 の機能に異常を生じないこと。 条の試験に適合し、かつ、構造又は第十一条

第十八条 変流器は、全振幅四ミリメートルで毎 (振動試験)

分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して

屋外型の変流器は、零下二十度及び六十度の . ずれも構造又は前条の機能に異常を生じない (囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、

|第十三条 変流器は、出力端子に負荷抵抗を接続

(短絡電流強度試験)

第二十二条 生じないものでなければならない。 加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を 線を変流器に貫通させる変流器にあっては、 (電圧降下防止試験) で、及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マ 長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒ま 該警戒電路とする。)と外部金属部との間及び イクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回 一次巻線の相互間に波高値六キロボルト、波頭 変流器は、一次巻線(警戒電路の

第二十三条 変流器 (警戒電路の電線を当該変流 下は、○・五ボルト以下でなければならない。 定格電流を流した場合、その警戒電路の電圧降 器に貫通させるものを除く。)は、警戒電路に 第三章 受信機

(受信機の構造)

第二十四条 受信機の構造は、 によらなければならない。 次に定めるところ

きること。 合において、漏電表示の色と明らかに区別で 電源を表示する装置を設けること。この場

るように構成された回路には、 音響装置、表示灯等に対し直接電力を供給す 受信機の電源入力側及び受信機から外部 外部回路に短

生じないものでなければならない。 与えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を

第十九条 変流器は、任意の方向に標準重力加速 構造又は第十一条の機能に異常を生じないもの 度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、

(絶縁抵抗試験)

でなければならない。

第二十条 変流器は、一次巻線と二次巻線との 定した値が五メガオーム以上のものでなければの絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測及び一次巻線又は二次巻線と外部金属部との間8二十条 変流器は、一次巻線と二次巻線との間 ならない。

(絶縁耐力試験)

第二十一条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十へ 場合、一分間これに耐えるものでなければなら 値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた 超える場合は、警戒電路電圧に二を乗じて得た 五百ボルト(警戒電路電圧が二百五十ボルトを ルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧千

絡を生じた場合においても有効に保護できる 置が講じられていること。

の外面に露出しないこと。 感度調整装置以外の感度調整部は、

する変流器の設計出力電圧の二・五倍以下の電二十五条 受信機には、公称作動電流値に対応 でなければならない。 験できる試験装置を設けなければならない。 置及び変流器に至る外部配線の断線の有無を試 圧をその入力端子に加えることができる試験装 前項の試験装置は、次の各号に適合するもの

受信機の前面において手動により容易に試 できること。

に適当な方法が講じられていること。 集合型受信機に係るものにあっては、前一 試験後定位置に復する操作を忘れないよう

号に定めるほか回線ごとに試験できること。

第二十六条 より漏電を自動的に表示するものでなければな 号を受信した場合、 受信機は、変流器から送信された信 赤色の表示及び音響信号に

(漏電表示)

(受信機の機能)

第二十七条 受信機は、別図第四の試験回路にお 合、一秒以内に作動するものでなければならな力電圧の七十五パーセントの電圧を加えた場 つ、公称作動電流値に対応する変流器の設計出電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かる変流器の設計出力電圧の五十二パーセントの いて、信号入力回路に公称作動電流値に対応す 2

の各号に適合するものでなければならない。 集合型受信機は、前項の規定によるほか、次 する装置を設けること。 漏洩電流の発生した警戒電路を明確に表示

示が継続して行えること。 れた場合、漏洩電流の発生した警戒電路の表 前号に規定する装置は、警戒電路を遮断さ

三 二の警戒電路で漏洩電流が同時に発生した 場合、漏電表示及び警戒電路の表示を行うこ

生した場合、最大負荷に耐える容量を有する 二以上の警戒電路で漏洩電流が連続して発

(電源電圧変動試験)

第二十八条 受信機は、電源電圧を受信機の定格 電圧の九十パーセントから百十パーセントまで は一次側の定格電圧、二次側の充電部にあって

の範囲で変化させた場合、前条の機能に異常を 生じないものでなければならない。

(周囲温度試験)

第二十九条 受信機は、零下十度及び四十度の周 ないものでなければならない。 ·れも構造又は第二十七条の機能に異常を生じ

(過入力電圧試験)

第三十条 受信機は、別図第五の試験回路におい 間加えた場合、漏電表示をし、かつ、構造又はのインピーダンスに相当する抵抗を介して五分 ればならない。 第二十七条の機能に異常を生じないものでなけ て、信号入力回路に五十ボルトの電圧を変流器

(繰返し試験)

第三十一条 受信機は、受信機の定格電圧で一万 ない。 条の機能に異常を生じないものでなければなら 回の漏電作動を行った場合、構造又は第二十七

(振動試験)

第三十二条 受信機は、通電状態において全振幅 流以外の原因に基づく作動をいう。)しないも のでなければならない。 に十分間連続して与えた場合、誤作動(漏洩電 ーミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向

の機能に異常を生じないものでなければならな 分間連続して与えた場合、構造又は第二十七条 メートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十 受信機は、無通電状態において全振動四ミリ

(衝撃試験)

第三十三条 受信機は、任意の方向に標準重力加 合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じな 速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場 いものでなければならない。 (絶縁抵抗試験)

第三十四条 受信機は、充電部とそれを収める金 との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗 計で測定した値が五メガオーム以上のものでな の化粧銘板等の部品を取り付けたものを含む。) 属ケース(絶縁性のあるケースの外部に金属製 ければならない。 (絶縁耐力試験)

合、 は二次側の定格電圧(以下この条において同 る部分については定格電圧に二を乗じて得た値 部分については千ボルト、百五十ボルトを超え に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場 じ。)) が三十ボルトを超え百五十ボルト以下の 一分間これに耐えるものでなければならな

(衝擊波耐電圧試験)

第三十六条 受信機は、別図第六の試験回路にお 三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までのイクロ秒から一・五マイクロ秒まで及び波尾長 造又は第二十七条の機能に異常を生じないもの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構 でなければならない との間に波高値六キロボルト、波頭長○・五マ いて、電源異極端子の間及び電源端子とケース

第四章 雑則

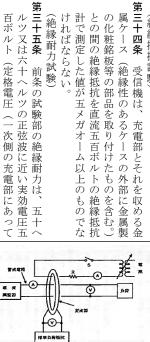
第三十七条 新たな技術開発に係る漏電火災警報 造、材質及び性能から判断して、この省令の規器の変流器及び受信機について、その形状、構 わらず、総務大臣が定める技術上の規格による 務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかか ことができる。 定に適合するものと同等以上の性能があると総 (基準の特例)

する。 この省令は、平成二十六年四月一日から施行

附 一九号) 則 (令和元年六月二八日総務省令第

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正

別図第一 変流器の機能試験(第十一条第一項関



方法とする。 | 備考 変流器と警戒電路の位置は、 変流器の設置

別図第二 短絡電流強度試験 (第十四条関係)

変流器

備考 方法とする。 変流器と警戒電路の位置は、 変流器の設置

